

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

総務部 総務課

監査期間 平成27年12月 9日から
平成28年 1月 6日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約締結伺いについて、随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。	明確な締結理由の記載に改めます。
イ 公印の使用について、公印使用簿の事務担当者印欄が1日分まとめて処理されていた。公印の重要性を認識し、適正な処理をされたい。	平成28年1月12日分より適正な処理に改めました。
ウ 職員の週休日の勤務について、労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。	今後、休憩が取れるよう適正な人員配置等に努めます。
エ 切手の管理について、切手受払簿の残数と切手保管枚数が異なっていた。保管方法の徹底に努め、適正な事務処理をされたい。	管理枚数を再度確認し、修正を行いました。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

総務部 資産経営課

監査期間

平成27年12月9日から

平成28年 1月6日まで

指摘事項	措置状況
<p>ア 個人情報の利用について、西尾市個人情報保護事務取扱要領では、個人情報の提供を受けようとする主管課は、あらかじめ個人情報目的外利用等申請書を当該個人情報の主管課へ提出しなければならないことになっているが、利用開始日に提出されていた。</p>	<p>今後、個人情報の利用について、同手続きを行う際には、根拠条文等と照らしあわせ、突合・確認をするとともに、根拠条文等の写しを参考に添付するなどして、指摘されましたことに注意してまいります。</p>
<p>イ 代替バス借上げについて、西尾市市所有バスの代替バス借上げ要領では、借上バスは、対人保険1人当たり無制限が保障される保険への加入を要件としているが、この要件を満たさない対人保険1人当たり1億円以上で契約しているものが散見された。</p>	<p>今後、代替バスの借上について、同手続きを行う際には、要領と照らしあわせ、突合・確認をするとともに、要領の写しを参考に添付するなどして、指摘されましたことに注意してまいります。</p>

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。